

農業会議通信

意見の公表・行政庁への建議

「農業及び農民に関する、意見の公表、行政庁への建議」は、農業委員会系統組織の権利です。

現在、国会において審議中の「農業委員会等に関する法律」の改正法案においては、現行条文は削除とされていますが、新たに、「農地利用最適化の推進に関する施策の改善意見の提出」が法律に位置づけられています。

今後とも、国や県、市町村、国会議員等に対する要請活動は、農業・農



平成27年度 全国農業委員会会長大会

村の代表である農業委員会系統組織の極めて重要な役割であり、積極的に実施する必要があります。

去る5月28日に、東京都内で全国農業委員会会長大会が開催され、県内市町村農業委員会会長が上京した機会を捉えて、農業会議と農業委員会が一緒に県選出国会議員全員に対して要請活動を行い、多くの国会議員と直接意見交換を行うことができました。

要請活動の内容は、全国農業委員会会長大会での決議と、本県独自の要請を取りまとめたものの2種類であります。

国では「新たな食料・農業・農村基本計画」を策定し、農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と、農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を車の両輪として、施策を展開していくこととされています。

本県独自の要請は、国の施策の推進に当たっては、全国一律の施策だけではなく、本県の多様な立地条件や農業の形態などに十分配慮されるよう、県内各農業委員会からの意見を「農業施策の充実に関する要請」として取りまとめました。

「農業施策の充実に関する要請」の主な内容を紹介します。

◆農地集積により規模拡大した受け手が持続的に経営展開できるよ

う、規模拡大に伴う投資増加への助成など、農地集積の受け手への支援を強化すること。

◆中山間地など条件不利農地において農地中間管理事業を活用した面的集積が促進されるよう、受益者負担の少ない簡易な場条件整備などの事業を措置すること。

◆国は、平成30年産主食用米から農業者や集荷業者・団体が中心となつて需要に応じた生産を行うこととしていますが、農業者は、具体的な仕組みが提示されていないため、稲作の将来に不安を抱いていることから、早期に「新たな米の需給調整の仕組み」を提示すること。

◆飼料用米の生産が拡大してきているが、この助成水準が今後どうなるのか？いつまで続くのか？不安を抱いているので、水田が最大限に活用されるとともに主食用米の需給調整が着実に進められるよう、飼料用米、WCS、麦、大豆などに対する助成制度を安定的に継続すること。

短時間の意見交換でありましたが、国会議員各位には、私たちの要請に理解をいただいたものと思っております。

今後、平成27年度岩手県農業委員会大会での要請決議等に向け、市町村農業委員会や経営者組織等の意見を取りまとめますので、活発な議論と積極的な意見・提言をお願いいたします。

岩手県農業会議会長 佐々木 和博

オピニオン
コーナー

農業委員会法改正にあたって

農業委員会法は、農協法、農地法等を一括した改正法案として、現在、国会で審議されており、平成28年4月1日から施行される見通しとなっています。

◆農業委員会制度改革の議論

昭和26年に制定された農業委員会法の今回の改正は、農業委員会系統組織にとって大きく転換を迫られることとなります。そもそも、農業委員会等の改革は、どのように議論されてきたのでしょうか。

民間人主体の「規制改革会議」は、総理の諮問を受け、経済社会の構造改革を進めるうえで必要な規制の在り方に関する基本的事項を総合的に調査審議し、政府に答申しています。

平成19年に、政府は、規制改革会議からの答申を受け閣議決定した「規制改革推進のための3カ年計画」において、農業委員会の改革を示しました。

平成20、21年には、3カ年計画が改定され、法令事務の透明性の確保、促進等事務の目標設定により成果を上げること、農地所有・利用に関する許可について申請者に過大な負担をかけるまいよう努めることなど、農業委員会が適正に事務を実施するように指摘しています。

平成26年に、政府は、規制改革会議の答申を受け、民間企業

が農業参入しやすくなるような環境づくりのため、農業委員会の業務や、農業委員の構成、選挙・選任方法、事務局体制の整備等の見直しを図ることとしました。

このように、政府は、農業の成長産業化を実現するため、農地行政の改革を進めようとしているのです。

◆改正のポイント

農業委員の選出方法を市町村長の任命にすることや都道府県農業会議を農業委員会ネットワーク機構とする組織の改革があります。今回の改正では、農業委員会の事務の重点化として、農地法に基づく権利移動等に関する許可事務のほか「農地等の利用の最適化の推進」が掲げられ、キーワードとなっています。

法令事務には、農業及び農民に関する事項について意見の公表・建議は削除されましたが、「農地等の利用の最適化の推進」に関して効率的かつ効果的に実施するために必要がある場合は意見を提出しなければならぬとされました。

また、農業委員会は、農業委員の定数を減らし、農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員を委嘱し、農地等の利用の最適化を推進するため、農業委員

と推進委員が一体となった取り組みが必要となります。

今回の改正法案は、地域で運用するための詳細内容が政省令に委ねられていることから、系統組織としては、国から政省令を早期に提示してもらい、現場が一体となり同じ目標に向かって連携・協力して取り組むことができる体制、環境づくりを早急にしていく必要があります。

◆系統組織としての対応

農林水産省では、平成21年に、「農業委員会の適正な事務実施について（経営局長通知）」を発出し、法令事務の透明性の向上、公平性・公正性の確保、担い手育成や農地の利用集積、遊休農地の解消などの目標設定、農業委員会自ら点検・評価など、農業委員の意識改革を促しました。

改正法では、農業委員会の運営の透明性を確保するため、事務の実施状況をインターネットの利用等により公表することを条文中に明記しています。

本県においては、全国に先駆けて、「農業委員会業務の品質向上と効果的な推進について」を定め、農業者や住民本位の視点から、これまで以上に業務の品質向上を進め、効果的な実施に努めるようチェックリストの作成・点検や、農業委員の活動

を記録し検証する取組を行っており、これまでの取組を一層前進させ、しっかりと継続していくことが重要です。

また、行政庁への建議は条文から削除されますが、「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策を幅広く解釈し、農業者の声や意向、その時々々の農政課題をしっかりと意見を提出していかねければなりません。

さらに、「農地等の利用の最適化を推進」するため、推進委員は農地中間管理機構と連携した活動が重要な業務となり、一層、農地の貸借と利用集積を加速させていく必要があります。

◆結び

政府が策定した新たな食料・農業・農村基本計画においては、農地を440万ha確保や60代以下の農業就農者数を90万人以上確保する見通しであるが、「人」と「農地」対策を通じて地域農業の維持・発展に取り組んできた系統組織の役割が重要となっています。

農業委員会系統組織は、今後とも、顧客である農業者のニーズに的確に応え、農業者の所得向上と農業・農村の活性化につながるための責務と使命を持って活動を続けていかなければなりません。

(文責 村上勝郎)

農の雇用事業の活用について

「農の雇用事業」は、高齢化・後継者不足の農業分野において、農業法人等における雇用の確保と、これからの農業を担うと期待される人材の育成を目的とした国の事業です。

本会は、この事業を委託され、新規就農者の育成確保を図っている岩手県等と連携し、県内の農業法人等への本事業の導入を積極的に推進しています。

本会は、平成20年度から「農の雇用事業」の導入、平成23年度からは、東日本大震災の復興に関連し「被災者向け農の雇用事業」を導入しました。これまで両事業合わせて延べ227(平成26年度末)の農業経営体が本事業を導入し、約315名が研修生として雇用されています。

本事業の内容は、①研修生(新規就業者)に、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践研修(OJT研修)、②研修責任者の指導力向上のための指導者研修等となっており、それに要する経費について、月額上限9万7千円を最長24カ月研修生を雇用した農業法人等に対して助成するものです。

① 研修生の要件

ア 正社員として採用された者で、事業の応募申請日までに就業を開始していること(パート、ア

ルバイト、期間雇用等是不採択)イ 過去の農業就業期間等(季節雇用、アルバイト等を含む)または農業研修の期間が5年以内であること。

ウ 当該経営体で今回の雇用契約より前に正社員でなかったこと。

エ 研修生が過去に農の雇用事業で採択されたことがないこと。

② 農業法人等の要件

ア 研修生は正社員として雇用(雇用契約を締結)し、1週間の所定労働時間は原則として35時間以上であること。

イ 研修生を農畜産物の生産に従事させ、技術研修を行い、飼養技術や加工、販売のノウハウ等を指導すること。

ウ 十分な指導ができる研修責任者(農業経験5年以上。経営主本人を含む)を置き、研修生を指導すること。

エ 研修生を雇用保険、労災保険に加入させること等であり、本年度既に3回募集しています。

が、今後、第4回(7月1日から8月31日)、第5回(9月14日から10月31日)が予定されています。

また、職員等を先進農業法人等に派遣し、経営のノウハウ等を習得する「次世代経営者育成タイプ」を随時募集しています。詳しく知りたい方は、本会までご連絡頂ければ幸いです。

農地台帳と地図の公表について

昨年4月施行の改正農地法に沿って、各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開する全国一元的なシステム(全国農地ナビ)が、今年4月から稼働し、農地情報の公開を開始しました。これにより、インターネットを利用して、

① 経営規模の拡大や新規参入を希望する「農地の受け手」が全国から希望の農地を探す

② 農地中間管理機構や市町村・農業委員会が、農地集積・集約化に向けた調整活動に活用するといったことが無料でできるようになりました。

全国農地ナビにより公表する農地情報は、

○所在・地番、地目(田、畑など)、面積

○農振法や都市計画法の地域区分

○所有者の農地に関する意向(貸したい、売りたいなど)

○耕作者ごとに付番した整理番号

○賃借権等の権利の種類とその存続期間

○農地中間管理機構の権利取得や転貸の状況

○遊休農地の判断と措置の実施状況

で、これらの農地情報を地図とともに表示できます。



全国農地ナビの使い方は、インターネットで、「全国農地ナビ」で検索してアクセス(又は<http://www.allis-ac.jp>にアクセス)します。

検索の方法としては、○希望の条件を指定し、「条件から探す」方法

○都道府県→市区町村→大字を選択し、地図上の丸い「ピン」をクリックする「地図から探す」方法があります。

平成27年 春の叙勲のお知らせ

去る4月29日付けで発令された平成27年春の叙勲において、当会の元副会長 千田榮悦氏（元奥州市農業委員会会長）が旭日単光章、八幡平市農業委員会 高橋守男会長（71）が瑞宝双光章を受章しました。心からお祝い申し上げますとともに、益々のご活躍をご祈念いたします。

岩手県農業会議

千田榮悦 元副会長



八幡平市農業委員会

高橋守男 会長



久慈市農業委員会が耕作放棄地発生防止・解消活動で 全国農業会議所会長特別賞を受賞。

久慈市農業委員会は、平成17年度に「遊休農地解消事業実行委員会」を立ち上げ、農業委員自らが農機具を持ち寄って耕起から播種、除草、収穫まで共同作業で耕作放棄地にひまわりや飼料用米、ソバ、大豆の作付けを行ってきました。

ひまわりの栽培には地域の児童等も参加し、収穫した種子は、市の公民館を通じて市民へ無償で提供するなど、景観形成の取り組みの拡大につながっています。

また、飼料用米は地元の畜産農家に提供し、耕畜連携のモデル活動となり、栽培面積の拡大が図られています。

ソバは、地元の生産者の指導を得て農業委員が「そば打ち体験」を行い、ソバを食べながら生産者等と交流会を開催しました。

これをきっかけに、地元の担い手で組織されている「館石会」の耕作放棄地解消の取り組みにつながり、館石会では、平成25年度までに栽培面積を4・3ヘクタールまで拡大するとともに「十割手打ちそば」としてゆうパックで全国へ販売するようになり、6次産業化による地域の活性化にも貢献しています。

大豆は、地元の女性部が豆腐加工に取り組んでおり、「ゆかべ」をつくり試食会を開催したほか、食文化の伝承として地元の子供たちに豆腐作りを教えるなど世代間交流と食の大切さを学ぶ「食農教育」の機会としても活用されています。

農業委員会の活動等により、これまで市全体で12・9ヘクタールの耕作放棄地の解消が図られました。今回の受賞は、こうした耕作放棄地の解消と併せて担い手への農地の集積、食農体験、美しい景観作りなどに結びつけた取り組みが高く評価されたものです。

さらに、宇部川地区では、耕作放棄地の抜本的な解消にもつながる「ほ場整備事業」が進められています。また、地元の農業委員が当初から先頭に立って地権者の同意を得るための活動等を行い事業実施に結びつける要因となりました。

今後においても、農業委員の重要な役割のひとつである耕作放棄地の発生防止、解消対策と併せて、認定農業者をはじめとする地域農業、農村の担い手の育成確保活動に取り組むこととしています。



二田会長から表彰を受ける久慈市農業委員会

新しいスタッフの紹介



事務局 長 山田 互

今年、農業委員会系統組織、制度の変更の年、農業会議は組織の変更が必要となり、短期間で手続を行わなければならず一踏ん張りが必要と考えています。

農業委員さん、農業委員会が働きやすいよう微力を尽くしたいと考えておりますのでよろしく願います。

また、本年4月から次の二人が新たにスタッフに加わりました。



主事 伊藤 翼

県農業会議22年ぶりの新規採用職員です。出身は久慈市です。

岩手県農業を元気にしたいという思いで当会議を志望した熱血漢です。小学校からサッカーで鍛え、主将も務めた平成生まれの本格派です。



年金相談員 川村 祐子

岩手町出身で町の職員として幅広い部署で業務を行ってきました。農業委員会で経験も豊富で即戦力として活躍している実力派です。なお、華道草月流の師範でもあります。

私もひとこと

郷土の宝



二戸市農業委員会
会長
奥 隆

私が雑穀と出会ったのは、平成十三年、市の特産品開発室が作った「五穀ラーメン」の試食発表会の場でした。五穀ラーメンは、平成十四年十二月の東北新幹線二戸駅開業に合わせた二戸の特産品として開発されたもので、雑穀を使つたラーメンでした。

発表会の席で、ぜひ二戸産の雑穀を使いたいということでしたので、さっそく集落に帰り仲間に栽培の相談をしたところ、一度話を聞いてみようということになり、市と農協の担当者と私たち四人で協議した結果、面積は三十アールで、種類はヒエ、アワ、イナキビ、アマランサスの四種類、そして無農薬栽培で取り組むことに決まりました。

五穀ラーメンの販売に当たっては、新聞やテレビで報道されたこともあり、思った以上に売れ行きがよく、半年で雑穀が無くなってしまふほどでした。その後、雑穀の耕作者は平成十四年は八人、平

成十五年は十六人に増え、ラーメンの材料だけでなく、雑穀そのもの引き合いも出てきたことから、もつと面積を増やしてほしいとの要望があり、市内全域から耕作者を募集するまでになりました。

それまでの私の役目は連絡係程度でしたが、ここからは部長ということになり、その後農協の再編までの五年間は、役員の人材確保や組織運営に明け暮れ、会員は百五十名までになり、販売額も一億円以上になりました。

雑穀生産が大きく変わったのは、東日本大震災の福島原発事故での風評被害でした。事故から二年間はまったく売れず、外国産の食品に安全性の問題が出て国内産に回帰してきた今は、何とか在庫がなくなるほどになりました。平成二十六年度は三十八クタールまで回復し、これからさらに面積も増え、復活していくものと思っています。

私たちの地域は、昔から雑穀文化があり、千年以上前から栽培されてきたと聞いています。昔は貧乏食と言われていましたが、現在では健康食品、機能性食品です。地域の食品メーカーでも雑穀入り食品を開発販売していますし、県北広域振興局で行っている高校生

の雑穀料理コンクールでは、新しい感覚での料理が出品され、毎回楽しみに参加しています。これからの私たちの仕事は、子供たち、そして孫子の代までも栽培の方法や食べ方などを伝えながら、「郷土の宝」としての雑穀文化を守り育てていかなければと思っています。

三年目を迎える「農地の日」

本県の農業委員会系統組織は、平成25年に、農地法が制定された7月15日を「農地の日」として設定しました。この日を中心に、全33農業委員会が、日常業務の「見える化」の一環として、農地パトロールや耕作放棄地の再生、児童体験農園での出前教室の開催など、それぞれ創意工夫を凝らした多彩な活動を県下一斉に展開することとしたものです。

また、「農地」を基盤としている農業が果たしている役割や機能について、児童生徒から大人まで広く県民の理解を深めていってほしいという願いでもあります。

《農地を守る農業委員会の重要な役割》

農地は、農家の経営のもとをなしてあり、これが県民の食料を生産するうえでかけがいのないもの。また、美しい農村の景観形成や水源の涵養などの機能をもつていて、人々の暮らしのいのちを支えている。いわば、「いのち」を未来につなぐ「もと」ともいえます。

こうした大切な農地を守るために果たしている農業委員会の役割は重要で、この重要な役割は、特に、限りある貴重な農地に関わる業務であるからこそ、どのような時代、情勢の中にあろうが、いささかも変わることはありません。

このことを県下一斉に取り組み「農地の日」の活動を通じて、広く県民の共通の理解として昇華していく必要があります。

《今年度の「農地の日」活動への期待》

「農地の日」の活動は、今年で3年目を迎えます。時あたかも、国会において農業委員会組織・制度改革に関わる「農業委員会等に関する法律」等の改正法案の審議が行われているなかでもあります。

農業委員会業務の「見える化」と「農地に対する県民の理解促進」に向けて、より一層の実効性を確保するとともに、農業委員会系統組織の取組み意欲の結集の機会としていきたいものです。

平成27年度東北・北海道農業活性化フォーラム開催

8月27日、平成27年度東北・北海道農業活性化フォーラムが「農業再興に活かす新農業委員会活動」をテーマに、青森市文化会館で開催されます。

このフォーラムは、東北6県・北海道で開催されるのは平成19年以來8年ぶり。「農業再興に活かす新農業委員会活動」をテーマに、大妻女子大学社会学部教授田代洋一氏の講演や、3道県の農業委員会から事例発表などが行われます。

参加対象は、農業委員、農業委員会関係者等としており、案内は既に市町村農業委員会にされています。多数の参加をお待ちしております。

平成27年度東北地区稲作経営者現地研究会開催

8月25、26日に、平成27年度東北地区稲作経営者現地研究会が、花巻市ホテル志戸平を中心に開催されます。

今回の研究会は、東北地方の稲作経営者組織と岩手県農業会議が主催して行うもので、本県で開催されるのは平成22年以來5年ぶり。

25日は、新たな「食料・農業・農村基本計画」や生産コスト低減のための最新技術についての講演のほか、日本農業賞の個別経営の部で大賞を受賞した「有限会社 ファーム菅久」による事例発表が行われます。

翌26日には、北上市の「株式会社 西部開発農産」と、花巻市の「一有株式会社 盛川農場」の現地視察が予定されています。

参加対象は、稲作経営者組織の会員をはじめとする農業経営者、認定農業者、関係機関・団体、関連企業等としており、案内は今後市町村認定農業者組織等にされますので、参加を希望される場合は、お申し込み下さい。

【問い合わせ先】
岩手県農業会議農地・経営部 伊藤。
TEL019-(626)8545

農業者年金加入推進二ユース

27年度の加入推進の取組み

岩手県の平成27年度加入推進目標は昨年と同様に新規加入者125人です。そのうちの重点対象としている若年層の方(20〜39歳)については69人の加入を目標としています。

平成27年度においては、「第三期3カ年運動」の最終年度として、着実に成果を挙げる必要があります。このためには、加入対象者名簿の適切な整備と重点対象者を定めた上で目標を設定し、加入推進部長の陣頭指揮の下、地区別加入推進班による取り組みなど、原点に立ち返り、新規加入目標の達成に向けて関係機関・団体が一丸となった取組みを進めましょう。

1 加入推進の基本方針

農業者年金は農業者の老後生活を支える唯一無二の公的年金であることを踏まえ、農業者年金の制度の意義及び必要性について農業者への理解を深めながら、農業者年金に入っても多く得るよう、取り組む。加入資格があるにもかかわらず、あるいは、政策支援を受けられる可能性があるにもかかわらず、制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者が一人でもないよう、周知、啓発を徹底する。

2 加入推進強調月間

日常の加入推進活動に加え、制度の周知徹底及び戸別訪問等を集中的に行う「加入推進強調月間」を設定し、効果的な加入推進活動を実施する。

加入推進部長等研修会

今年度の研修会は、8月7日(金)に開催いたします。

加入推進部長や農業委員の皆さんは、是非出席願います。

○会場 「ホテルメトロポリタン」
盛岡市盛岡駅前通1-44

全国農業新聞普及二ユース

6月〜7月は 前期普及強調月間です!

6月から前期普及強調月間がスタートしております。年度初めからの取り組みが肝要であることから、一昨年から一カ月早めて実施することとしております。各農業委員会からご報告いただきました平成27年度全国農業新聞普及推進計画では、「農業委員1人1部の普及を総会で決議」、「市町村の農業イベント等でのチラシ配布によるPR」、「戸別訪問を中心に農業者年金加入推進と併せて普及推進」、「認定農業者協議会等を通じ、認定農業者への普及推進」、「市町村広報、農業委員会日より、有線放送を活用したPR」など、様々な取組計画を報告いただきました。会長の陣頭指揮の下、農業委員、事務局一丸となった普及推進をお願いいたします。

本会においても各農業委員会の活動を支援して参りますので、ご要望等ご連絡を頂ければと思います。また、試読事業の申込みを随時、受け付けておりますので、是非、ご活用下さい。

27年7月から9月までの主要な行事

開催時期	行事名
7月 9日(木)	第1回農業者年金業務担当者会議(サンセール盛岡)
7月14日(火)	第422回常任会議員会議(サンセール盛岡)
7月14日(火)	平成27年度岩手県農業会議臨時総会(サンセール盛岡)
7月27日(月)〜29日(水)	農業者年金基金考査指導(一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町)
8月 7日(金)	農業者年金加入推進部長等研修会(盛岡市内)
8月12日(水)	第423回常任会議員会議(エスポワールいわて)
8月27日(木)	東北・北海道農業活性化フォーラム(青森県青森市)
9月 1日(火)	農業委員会農地事務担当職員研修会(エスポワールいわて)
9月 9日(水)	新任農業委員研修会(盛岡市内)
9月15日(火)	第424回常任会議員会議(エスポワールいわて)
9月30日(水)	農業委員ブロック別研修会(県南・ホテルシティプラザ北上)

新刊図書のご案内

耕作放棄地解消活動事例集 Vol.7



耕作放棄地解消活動事例集 Vol.7

本書は、平成26年度の「第7回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」で表彰された活動事例を収録しています。

耕作放棄地対策には、「これさえやれば大丈夫」という万能の解決策があるわけではありません。荒れてしまった農地を復元し、有効利用していくには、それぞれの地域の気候風土や農地、担い手の状況にあわせ、支援施策の活用や新規参入の促進など、多くの手法の中から、適切なものを組み合わせ、関係者が協力して取り組むことが大切です。

各地域での耕作放棄地対策のご参考として、農業委員など地域リーダーの皆さんにご一読いただきたい冊子です。

コード番号:27-08
A4判・32頁
定価:515円(税込)



農地台帳の整備と活用の手引

平成25年農地法改正の農地台帳と地図システム整備・公表の法定化に伴い、平成27年2月に「新・農地基本台帳の整備と記入の手引(追補)」を改訂し「農地台帳の整備と活用の手引」を刊行しました。農地台帳の管理項目を掲載し、農地台帳の整備の仕方では、準備から調査、データ更新、各項目の記録の仕方、台帳と地図の電子化までを解説。また、農地台帳の公表手続き、窓口対応、農地情報公開システムについても分かりやすく説明しています。

本書は、山林・原野等の定義を精査(運用は変更なし)したほか、農地台帳の窓口閲覧がパソコン画面でも良い点を明記した最新版となっています。

- 【目次】
- I 農地台帳整備の経過と法定化
 - II 農地台帳整備の対象
 - III 農地台帳の管理事項
 - IV 農地台帳の具体的整備の仕方
 - V 農地台帳の公表手続き、窓口対応手数料等について
 - VI 農地情報公開システムについて

コード番号:27-07
A4判・52頁
定価:420円(税込)

お申し込みは岩手県農業会議へ
TEL:019-626-8545 FAX:019-629-9210

編集 発行人/事務局長・山田互 T020-0024 盛岡市菜園二丁目4番10号(第二産業会館4階) 電話019-626-8545 印刷/川口印刷工業株式会社